

いきいきかわさき区提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題の解決に資するため、区民団体と川崎区役所が協働して事業に取り組むいきいきかわさき区提案事業（以下、「提案事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象)

第2条 提案事業において対象となる事業は、地域課題の解決のために実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 川崎区役所が業務を所管していないもの
- (2) 提案した団体が既に事業を実施しているもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (6) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託、補助等を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- (7) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (8) 公序良俗に反するもの

(事業期間)

第3条 事業期間は、単年度とし、各年度の2月末日までとする。ただし、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案を行うこととし、同一事業の提案は、事業開始年度を起点として3年度を限度とする。

(提案団体の要件)

第4条 提案事業において事業の提案・実施ができるのは、川崎区内を対象地域として事業を実施できる団体のうち、次の条件を満たす団体とする。

- (1) 団体の運営に関する規則等を備えていること
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと
- (4) 公序良俗に反しない団体であること

(提案方法)

第5条 提案団体は、いきいきかわさき区提案事業企画提案書（第1号様式）（以下「企画提案書」という。）を別に指定する期日までに川崎区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 前項の企画提案書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) いきいきかわさき区提案事業予算書（第2号様式）
- (2) いきいきかわさき区提案事業応募団体概要書（第3号様式）
- (3) その他、別に指定する書類

(事業経費の支出)

第6条 事業経費の額は、事業を実施するために必要な経費を支払うものとし、年度ごとの予算の範囲内において、区長が別途定める。

(事業の決定等)

第7条 区長は、川崎市附属機関設置条例に定める川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会(以下、「審査委員会」という。)に諮り、その意見を尊重して事業実施の可否を決定し、各事業を提案した団体にその結果を通知する。

(協定書の締結)

第8条 前条の規定により実施が決定した事業について、第6条に規定する事業経費の支出に先立ち、事業を提案した団体と区長は事業実施にあたっての基本的事項や役割分担等を協議した上で、協定書を締結する。

(事業内容の変更、中止等)

第9条 事業を実施する団体は、事業の内容変更又は中止をしようとするときは、その理由を明らかにして、速やかにその旨の申請を区長にし、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、内容変更又は中止の諾否を決定し、事業を実施する団体に通知するものとする。

(実施状況の確認及び調査)

第10条 区長は、必要に応じて事業の実施状況の確認及び調査を行い、又は団体に報告を求めることができる。

2 区長は、前項の規定に基づく確認及び調査の結果、必要な場合に指導、助言等をし、又は事業の是正、区が負担する費用の減額を求めることができる。

(実施結果の報告)

第11条 事業を実施する団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内にいきいきかわさき区提案事業結果報告書(第4号様式)、その他必要な書類を区長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

6 区役所に 求める役割	(事業実施に当たり、川崎区役所に担ってほしい役割を記入してください。)
7 スケジュール	(事業のスケジュールを具体的に記入してください。)
8 自由記入	(事業のアピールポイント、団体のアピールポイント、意気込みなどを自由に記入してください。)

※補足して伝えたい事項がある場合は、別の用紙(様式自由)を添付してください。

いきいきかわさき区提案事業予算書

川崎区長 宛て

団体名	
代表者名	

1 収入

項目	金額	内 訳
川崎市からの経費	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

2 支出

項目	金額	内 訳
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※免税事業者でない場合は、金額欄に税込み金額を記載してください。

いきいきかわさき区提案事業団体概要書

川崎区長 宛て

団体名	
(ふりがな)	
代表者名	

住 所	〒		
電話・FAX	電話		FAX
E-mail			
HP・SNS等のURL	HP		Facebook
	Twitter		その他
設立年月日	年 月 日		
会 員 数	人 (年 月 日現在)		
活動目的			
活動内容、活動実績、団体の特徴など			
主な連携団体			
委託事業、補助金・助成金などの実績			

※「団体の定款又は相当する規則や会則」を添付してください。

団体に関する申告(下記申告内容に相違ありません)

No.	内 容	チェック欄	
		はい	いいえ
1	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていない。		
2	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていない。		
3	特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていない。		
4	川崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体ではない。また、同意書のとおり、団体の代表権を有する者全員の個人情報に神奈川県警察本部に照会することを承認する。		
5	団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有する者である。		
6	団体又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない。		
7	公序良俗に反しない団体である。		

いきいきかわさき区提案事業結果報告書

川崎区長 宛て

団体名	
代表者名	

1 事業名	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2年次目 <input type="checkbox"/> 3年次目
2 実施結果	(具体的な実施内容・成果物、開催回数、参加人数などを記入してください。)
3 自己評価	(提案書に記載した「事業実施により解決したい地域課題」の解決や「目標としている成果や事業効果」の獲得の状況、地域・参加者の反響、反省点など)
4 事業展望	(次年度以降及び提案事業終了後の展望や事業継続に対する考えなどを記入してください。) 【次年度以降の展望】(※次年度、本提案事業へのエントリーをしない場合は記載不要) 【提案事業終了後の展望や事業継続に対する考え】

※補足して伝えたい事項がある場合は、別の用紙(様式自由)を添付してください。

5 事業決算

(1) 収入

項 目	金 額	内 訳
川崎市からの経費	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(2) 支出

項 目	金 額	内 訳
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	